

組合相談コーナー みなし理事会等の手続きについて

【Q】 このご時世、人を集めた形での理事会の開催をできる限り控えたいが、その場合どのように対応したらよいか。

【A】 できる限り集まることを控えたい(=会議体として開催しないようにしたい)場合、定款の定めるところにより、いわゆる「みなし理事会」を実施することができます。

【定款規定例】監査権限限定組合のケース

理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

この方法を採用する場合は以下の流れで進めることが必要となります。

- ① 理事の1人(通常の場合は理事長)からすべての理事に向けて理事会の決議の目的である事項について提案を行う(提案書を発信)
- ② 提案理事以外のすべての理事から理事会の決議の目的である事項についての同意を書面で受け付ける(同意書の返信)
- ③ 全員の同意が得られた時点で理事会決議があったとみなされる
- ④ 理事会議事録を作成する(中協法施行規則66条4項記載事項)

<留意事項>

- 1人でも提案事項に対する異議の意思表示があった場合には、有効な理事会決議があったとはみなされず、理事会を開催する必要がありますのでご注意ください(必ず理事全員がすべての提案事項に対して同意する必要があります)。
- 上記の定款規定例のように「電磁的記録により同意の意思表示」との定めがある組合は、電子メール等での記録が残る媒体での同意の意思表示も可能です。
- 多くの組合の監事は監査範囲が会計監査に限定されていますが(上記定款規定は監査権限限定組合の場合)、業務監査権限が付与されている監事がいる組合では、監事に決議の目的である事項の提案と同意を求める必要があります(監事から異議がでた場合はみなし理事会は認められないためです)。

《参考》 いわゆる「みなし理事会」とは

いわゆる「みなし理事会」とは、中協法36条の6第4項に規定された「理事会の決議の省略」を指し、事前に定款に定めることにより、理事会を実際に会議することなく実施する方法です。理事会の議案について理事全員が書面等で同意したとき、理事会の決議があったとみなすことができます。「持ち回り決議」とも呼ばれます。

(以下、「みなし理事会」に関する「新しい中小企業組合制度への対応のための100問100答(平成20年9月)全国中小企業団体中央会」からの抜粋です。)

【Q】 理事全員が同意した場合には理事会決議を省略できることとなりましたが、これと理事会への書面出席とはどう違いますか。

【A】 下表は、「理事会への書面出席」と「理事会決議の省略」を対比したものです。

	理事会への書面出席(書面議決)	理事会決議の省略(みなし理事会・持ち回り決議)
効力発生要件	定款記載が前提 (相対的必要記載事項)	定款記載が前提 (相対的必要記載事項)
招集手続	必要	理事全員の同意(議案に対する全理事の賛成) により、不要
議事録の作成	必要	必要

これらとは別に、本来、理事会に報告すべき事項について、「理事全員に通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない」旨の規定が設けられています。この規定を適用するに当たっては、特段の定款規定を前提とするものではありませんが、報告の内容等を記載した議事録を事後的に作成しなければなりません。

[Q] 理事会への書面出席者は議事録に署名又は記名押印の義務がありますが、いわゆる「みなし理事会」の場合、書面等により同意の意思表示をした理事は議事録に署名又は記名押印の必要がありますか。

[A] 理事全員が同意し、議案について可決決議があったとみなされる「みなし理事会」の場合の理事会議事録の記載事項については、施行規則に規定されており、

①「理事会の決議があったものとみなされた事項の内容」

②「①の事項の提案をした理事の氏名」

③「理事会の決議があったものと見なされた日」

④「議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名」

を記載することとなっています。

しかし、理事会に出席した役員が存在しないということから、通常の理事会議事録に記載が求められている「理事会に出席した役員等又は組合員の氏名または名称」の項目は施行規則に規定されていません。したがって、「みなし理事会」における理事の議事録への署名又は記名押印は不要となります。(※)

※代表理事の選定を行った場合の議事録への記名押印については、登記手続きで特別な取扱いがなされておりますのでご注意ください。(提案事項に対して同意書に認印を押した場合又は電磁的記録による同意の場合は以下ご参照ください)

旧代表理事の去就状況	記名押印方法
代表理事が重任(新旧同一人物)の場合	代表理事のみ押印(法人届出印)
旧代表理事が新理事に留まる場合	新理事全員の押印 ・旧代表理事の新理事：法人届出印 ・新代表理事、他の新理事：認印
旧代表理事が新理事に留まらずに退任する場合	新理事全員の押印(実印) + 印鑑証明書の添付

《参考》 理事会をテレビ会議で開催することは可能か。

理事会をテレビ会議方式のみで開催することについては、電磁的方法による手続きが導入された書面一括法による改正中協法では盛り込まれませんでしたでしたが、中小企業庁経営支援部長通達(平成13年3月28日付け平成13・03・23中企第14号)により可能となっています。

同通達では、定款への記載等は求められませんでしたので、理事会規程などで何らかのルールづけを行った方がよいと考えますが、規程制定は理事会議決事項であるため、同通達が求める要件を満たす方式によって開催され、その場で理事会メンバーが合意すれば、事前の定めなく実施することは可能と考えます。

(テレビ等を利用した会議方式による理事会の開催要件)

- 理事間の協議と意見の交換が自由にでき、相手方の反応がよく分かるようになっているという条件が満たされていること。
- 理事会の席上、出席者の音声と画像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みとなっていることが理事間で確認されること。
- 理事会の途中でテレビ会議システム等に故障が生じた場合には、的確な意見表明が互いにできる仕組みとはならず、このシステムによる出席者全員による理事会ではなくなるため、1つの場所に会合していた者により、理事会の成立要件が満たされたとしても、その出席者による理事会の議決として無効となる。

この他、ご不明な点がございましたら、本会までお問い合わせください。

なお、この内容については、年度末事務セミナー(P.10参照)においても情報提供致します。